No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	このような政令は施行すべきではありません。	地方公共団体に直接請求を行うには、その地方公共団体の
	僅か2%の住民の意思で、首長、議員、条例、教育委員、	選挙権を有する者から法律で定める有権者の一定数以上の署
	公共事業の差し止め等の請求が出来る制度など、地方の行政	名を収集することが必要となります。
	を混乱に貶めるだけです。	今回の政令改正は、法律に基づいて行われる署名収集の手
	これから公共事業等を呼び水として国を立て直そうとして	続等について定める政令の一部を改正するものです。
	いるのに、これを施行すれば地方から国が瓦解してしまいか	なお、直接請求が有効に行われた場合も、請求内容が直ち
	ねません。	に実現するのではなく、条例の制定改廃請求であれば条例案
	【個人】	は議会で審議されることとなり、解散・解職請求であれば、
		その可否は住民投票により決定されることとなります。
2	住民の気持ちを伝える手立てにしては、制約が多すぎます。	今回の政令改正は、人口が比較的少ない県より指定都市の
	現状に合ったものにしてください。	人口が大きくなっており、指定都市の直接請求に係る署名収
	受任者の制度はなくして、賛同する住民が誰でも参加でき	集が機能しにくくなっている現状に対応し、指定都市の署名
	るようにしてください。	収集期間を2箇月とするものです。また、受任者の人数が大
	また、期間も短すぎます。少なくとも3か月は必要です。	量になるケースもあることから、請求代表者等の負担を軽減
	個人情報保護の観点からも配慮がほしいです。	するため、委任届を廃止するものです。
	【個人】	その他の御意見については、今回の政令案の改正箇所では
		ありませんので、今後の制度検討にあたっての参考意見とさ
		せていただきます。
3	改正案第92条3項について	指定都市の署名収集期間を2箇月とする改正については、
	指定都市以外の市町村にあっても、署名期間は二箇月以内	地方制度調査会の意見において「政令指定都市には一部の県
	とするべきです。小さな市町村であっても請求内容の周知に	よりも人口が多い市もあることを踏まえると、その署名収集

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	は一定の時間が必要であり、現在の「一箇月以内」では短す	期間について都道府県と同様に2ヶ月に延長すべき」とされ
	ぎます。従って下記のように改正すべきです。	たことを踏まえたものです。
	「前二項の署名及び印は、前条第二項の規定による告示が	(1) 人口が比較的少ない県より指定都市の人口が大きく
	あつた日から二箇月以内でなければこれを求めることができ	なっており、指定都市の直接請求に係る署名収集が機能しに
	ない。」	くくなっている現状があること、(2)都道府県における署名
	【個人】	収集が選挙人名簿を備える市町村ごとに区分けして行われて
		いるのと同様に、指定都市における署名収集についても選挙
		人名簿を備える行政区単位に区分けして行われていることか
		ら、指定都市については、都道府県と同様の署名収集期間が
		必要と考えております。
4	署名収集委任届出書の廃止については改正案を妥当と考え	いただいた御意見は、本件意見募集に係る政令案に対する
	ます。	賛成の御意見として承ります。
	加えて、地方自治法施行令 92 条 2 項中「その者の属する市	また、「加えて、」以下の点については、今回の政令案の改
	町村の選挙権を有する者について」を削ることおよび同令 93	正箇所ではありませんので、今後の制度検討にあたっての参
	条を「削除」に改めることを求めます。	考意見とさせていただきます。
	今日の直接請求にあっては、駅頭などで多くの市区町村の	
	有権者が行き交う中で署名収集をすることも多いので、受任	
	者が異なる市区町村に居住する有権者から署名を求めること	
	ができないという現在の制度は、有権者の意思を反映する上	
	で不必要な制約となっており、上記のように改正することが	
	必要と考えます。	
	また同じ理由により、署名簿を市区町村ごとに作成しなけ	

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	ればならないという制約も撤廃することが必要と考えます。	
	【個人】	
5	地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72	いただいた御意見は、本件意見募集に係る政令案に対する
	号)の一部の施行に伴う、政令案に、意見を提出します。	賛成の御意見として承ります。
	(1) 署名収集委任届出書の廃止	
	賛成。事務負担が軽減されるので。	
	(2) 指定都市における署名収集期間等の延長	
	賛成。人口規模から見るに、適切な改正であるから。	
	(3) 住民投票における投票方法の見直し	
	賛成。投票における、間違いが減ると思われるので。	
	【個人】	
6	改正案では、都道府県と指定都市の署名期間 2 ヶ月となっ	指定都市の署名収集期間を2箇月とする改正については、
	た点は評価しますが、それ以外は 1 ヶ月です。署名期間は一	地方制度調査会の意見において「政令指定都市には一部の県
	律2ヶ月とすべきと考えます。	よりも人口が多い市もあることを踏まえると、その署名収集
	しかし昭和 22 年に制定された施行令ですが、そろそろ抜本	期間について都道府県と同様に2ヶ月に延長すべき」とされ
	的改正の時期にきたのではないでしょうか。	たことを踏まえたものです。
	法律は中立であるべきものですが、昭和 22 年当時と現在と	(1)人口が比較的少ない県より指定都市の人口が大きく
	の人口密度、近隣とのコミュニケーション、プライバシーの	なっており、指定都市の直接請求に係る署名収集が機能しに
	概念などを考慮し、署名の際の生年月日の記入、捺印など個	くくなっている現状があること、(2)都道府県における署名
	人情報保護の叫ばれる現在にみあった内容にすべきと考えま	収集が選挙人名簿を備える市町村ごとに区分けして行われて
	す。	いるのと同様に、指定都市における署名収集についても選挙
	【個人】	人名簿を備える行政区単位に区分けして行われていることか

No.	意見の概要	意見に対する考え方
		ら、指定都市については、都道府県と同様の署名収集期間が
		必要と考えております。
		その他の御意見については、今回の政令案の改正箇所では
		ありませんので、今後の制度検討にあたっての参考意見とさ
		せていただきます。
7	昨年行われた「東京電力管内の原子力発電所の稼働に関す	署名の審査においては、収集された署名が選挙人名簿に登
	る東京都民投票条例」制定の直接請求の受任者です。その際、	録された者のものであることを確認する必要があり、選挙人
	この制度の問題点を痛感しましたので意見を述べます。	名簿は市区町村の選挙管理委員会が管理しています。市区町
	1-個人情報保護に敏感な現代において、署名簿に住所氏名	村の選挙管理委員会は、署名簿の記載が選挙人名簿と合致し
	生年月日を明記させる必要があるのでしょうか?署名の呼び	ていることを限られた期間内に迅速に確認しなければならな
	かけをする際に、署名簿の情報管理について問い質されるこ	いことから、署名簿には住所、氏名、生年月日の記載が必要
	とが何度もありました。趣旨には賛成するが個人情報保護が	であると考えます。
	保証されていないという点で署名はできないと断られたこと	その他の御意見については、今回の政令案の改正箇所では
	が何度もありました。また、印鑑を常に携帯している人はま	ありませんので、今後の制度検討にあたっての参考意見とさ
	れで、その際は拇印の捺印を求めることになりますが、「犯罪	せていただきます。
	者みたいでイヤだ」と抵抗を感じる人が多数いらっしゃいま	
	した。印鑑や拇印の捺印があっても、本当に本人であるかと	
	いう証明はできないわけですから、形式に過ぎない要件は撤	
	廃すべきです。	
	2-東京都に対して条例制定を求めているにもかかわらず、	
	自分が居住する区市町村でしか署名を集められないというの	
	はまったく不合理だと思います。生活エリアが広域にわたる	

No.	意見の概要	意見に対する考え方
	都市生活者にとっては、同僚や友人知人はむしろ自分の居住	
	地域以外の方が多いくらいです。この制限は選管の事務上の	
	都合でしかなく、改めるべきです。	
	3-都議会での審議において、「条例案の不備」をたびたび指	
	摘されましたが(それが本当に地方自治法その他に抵触する	
	のか否かはさておき)、法律のプロでない一般市民に対し瑕疵	
	のない内容を求めること自体がおかしいと思います。せめて	
	都道府県や政令市のレベルでは、直接請求する条例案に対し、	
	事務手続だけでなく内容面での法的アドバイスをするセクシ	
	ョンなどが設けられるべきです。そのような「使い勝手」を	
	よくする工夫がなされない限り、直接請求制度は「お飾り」	
	で終わってしまい、地方自治への市民参加は進まないと思い	
	ます。	
	【個人】	